

大分大学医学部附属病院感染制御部リンクスタッフ部会内規

令和6年6月17日制定
令和6年医学部附属病院内規第4-5号

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学医学部附属病院感染制御部細則（平成21年医学部附属病院細則第4-8号）第6条の規定により、院内各部署における感染予防対策の実施、指導等のために設置する大分大学医学部附属病院感染制御部リンクスタッフ部会（以下「リンクスタッフ部会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 リンクスタッフ部会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 感染予防対策の実践・指導に関すること。
- (2) 手指衛生の実践・指導に関すること。
- (3) 医療関連感染サーベイランスの実施に関すること。
- (4) 医療法（昭和23年法律第205号）第25条に規定する立入検査等の結果に係る改善事項に関すること。
- (5) その他感染予防対策の実施に関し必要な事項

(構成)

第3条 リンクスタッフ部会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 感染制御部副部長
 - (2) 感染制御部の看護師
 - (3) 副看護部長 1人
 - (4) 看護師長 1人
 - (5) 各階病棟，手術部，集中治療部・血液浄化センター，高度救命救急センター，放射線部・内視鏡診療部及び外来の看護師 各1人
 - (6) 医療技術部の職員 若干人
 - (7) その他感染制御部長が必要と認める者
- 2 前項第3号から第7号までの構成員は、感染制御部長が指名する。

(任期)

第4条 前条第2項の構成員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員を生じた場合の補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第5条 リンクスタッフ部会にリンクスタッフ部会長（以下「部会長」という。）を置き、第3条第1項第1号の構成員のうちから感染制御部長が指名する者をもって充てる。

- 2 部会長は、原則として毎月1回リンクスタッフ部会を招集する。ただし、部会長が必要と認めるときは、臨時にリンクスタッフ部会を招集することができる。
- 3 部会長が欠けたとき、又は部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代行する。

(代理出席)

第6条 部会長は、第3条第1項第2号から第5号までの構成員が都合により出席できないときは、代理者の出席を認めることができる。

(事務)

第7条 リンクスタッフ部会の事務は、感染制御部において処理する。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、リンクスタッフ部会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則
この内規は、令和6年6月17日から施行する。